

公教育費論の構造

教育行政学研究室

黒崎勲

Theories of School Finance 1930-40

Isao Kurosaki

目次

I 問題の所在

1. 政治と教育
 2. 教育の二つの規定
 3. 教育費論の課題
- ### II 経済恐慌と教育財政
- ### III 教育運動における公教育費論の構造
1. 義務教育費国庫負担の要求と理論
 - (1) 教育費の要求
 - (2) 公教育費の論理
 - (3) 教育費をめぐる社会関係
 2. 生活教育と教育費
 - (1) 自給活動・農村更生・農村文化
 - (2) 教育費論における生産力理論
 - (3) 知的労働と肉体的労働
 3. 公教育費論の構想

I 問題の所在

1. 政治と教育

政治から教育を切り離し、教育の固有な価値を掘り下げるこことによって60年代の教育学は建設されてきたと言える。そのすぐれた成果からみて「子どもを教育の中心に据え、そこに問題の出発点と最後の目標を求めた」この「教育の私事性論」⁽¹⁾を思想的根拠とする教育学の、「政治と教育を切り離す要求と論理」は十分な意味を持っていたと言えよう。この「教育の私事性論」はまた「政治論が脱落しているのではなく政治と教育との緊張関係の中で、逆説的な政治論を持っているのであり、見方によつては、それは今日、最もラディカルな政治論を持っている」という自覚に立つものでもあった。

この方法的観点は教育学の固有な領域と方法とを限定的なものにする⁽²⁾一方、同時に政治と教育の関係についての理論に、逆説としてではなく適用されるに至っている。教育権論の発生と発展の過程に、その端的なあらわれを見ることができる。教育行政に関して、外的事項と内的事項を分かつ思想、いわゆる内的事項外的事項別論がこうした方法的観点からの政治と教育の関係理論であることは周知のところである。私事性論の教育学的成果に照応して、教育権論は国民の教育への関心を高め、国民教育を国民の共同事業として組織しようとする権利意識を形成してきた。それは国民教育の主体形成の理論的根拠を展開するものであった。

教育権論の方法的観点が「政治と教育を切り離すことが持つ政治的意味についても十分自覚的であることによってはじめて両者を切り離す要求とその論理が提出されている」というところにあったことはすでに述べた通りである。しかし今日その自覚は問い合わせなければならない。「教育の私事性論」の観点から教育学の最も豊かな構想を展開しつつあったとされる勝田守一氏によってすでにそれは課題とされようとしていたことでもあった。すなわち勝田氏は「能力と発達と学習」に続く「政治と文化と教育」⁽³⁾の中でこういっているからである。「この内外区別論だけで政治と教育との関係の問題を処理できると早のみこみをしないとも限らないからである」と。

勝田氏の問題関心それ自身を、未完の「政治と文化と教育」の中から詳細に知ることはできない。そして政治と教育の関係理論のその後の展開は、この問題提起を本格的な課題とする方向で検討されてはいかなかったと言えよう。

この方法的観点からの政治と教育の関係理論の中核をなす内的事項外的事項別論の最近の新たな展開の検討によって、その意味、問題性を明らかにしよう。

有倉遼吉氏の還暦を記念して教育法学界の主要なメン

バーによって書かれた『教育法学の課題』⁽⁴⁾には、当然のことではあるが、内的事項外的事項区別論を問題にした論文が多く見られる。これらの論文に共通していることは、内的事項外的事項区別論に対するこれまでの批判を念頭におきながら、教育の内的事項と外的事項とが密接な関係を持っているという事実と、教育行政に関して内的事項と外的事項とを区別する必要とについての、理論的整理を積極的に試みている点である。そしてこれも共通している結論は、内的事項の決定の論理を外的事項の決定の論理として拡大するというところにある。山住正己氏の論文⁽⁵⁾にそれは最も典型的に表われている。すなわち「財政は外的ではなく、教育内容の物質的基礎であり、親をはじめ国民の税金によってまかなわれている。したがって財政についても、教育の仕事そのものによって国民全体に責任を負うことができるよう構想されなくてはならないのではないか」というわけである。山住論文はこの結論を「教育の本質」に着目して導き出している。山住論文がそこで「教育の本質」として念頭においたものが「教育の私事性論」の思想であったことは言うまでもない。批判的な指摘の存在にもかかわらず、内的事項外的事項区別論はこのように政治と教育を分離することによって、その固有な価値を掘り下げようとした教育学の方法的観点によって教育の本質から規定された政治と教育の関係理論にまで高められていると言えよう。

内的事項外的事項区別論の歴史的な展開過程を分析的にたどれば明らかなように、この理論は政治と教育の関係理論としては一義的に規定することのできない複雑な性格を持っている⁽⁶⁾。戦前日本の教育運動において、この理論は政治の改革の過程における教育の固有な価値を実現する理論として主張された。同時に、この理論は「教育に働きかける近代的生産とその資本主義的権力形態との矛盾」⁽⁷⁾の真相をぼかし、教育をリアルな社会諸関係の外に構想する非科学的な理論でもあった。この理論を二つに分岐させたのは、政治と教育の緊張関係を問いつめ、いわば「政治と教育とが分かれる以前にある」⁽⁸⁾全人間的課題に迫る歴史的な実践として教育を位置づけようとしていたかどうかという点にあった。逆説として把握するだけでは済ますことのできない政治と教育の緊張関係についての理論的展開のモチーフを内的事項外的事項区別論の新たな展開の中に見出すことができるかどうか、この点に政治と教育の関係理論としてのこの理論に対する評価の分かれ目があると言えよう。

すでに明らかのように今日の内的事項外的事項区別論は政治と教育の関係を逆説的に把握する以上の、意識的

なアプローチを試みてはいない。山住論文の言葉を借りれば、教育科学に支えられ、国民全体に責任を負う教育は、「国政の如何にかかわらず」進められるのである。繰り返しになるが、教育学の領域を限定することによって、政治と教育の関係の把握を逆説的なままでおくことは可能である。その意味で、「政治と教育を切り離すことによって、その価値を掘り下げる」という方法は、教育学として十分な意義を持っている。しかし、教育の全存在の規定にまで問題関心を進めるや否や（たとえば教育改革への関心）、その方法的観点は批判の対象とならざるを得ない。端的な例をあげよう。今日の内的事項外的事項区別論の論理に立つならば、教育費の問題はいかに決定されるのだろうか。これは任意の一例ではない。教育費を媒介にして教育は現実の社会諸関係の中に存在している姿を端的に表わすからである⁽⁹⁾。国家財政における教育費の配分という一見教育の固有な価値とは無関係に見える事柄の中に、その社会の持つ教育の目的と水準、規模についての要求が凝縮しているのである。こうした社会的要求は、それが今日、国家権力およびその支配的勢力、政党の要求という姿をとっているとはいえ、教育の目的、内容がこうした社会的歴史的に決定される要求と接触せざるを得ないことまで否定されてはならないであろう。

2. 教育の二つの規定

勝田氏は教育の概念を問いつめて、教育の社会的規定と目的的規定との統一という課題に行きついでいる⁽¹⁰⁾。さきに触れた内的事項外的事項区別論に対する批判はこうした課題意識に基づいたものと考えることはできないだろうか。

今日、内的事項外的事項区別論の主張者は教育の内的事項と外的事項の境界は不鮮明であるという批判に対して、その批判の内容をきわめて戯画化することによって自らを正当化するというレトリックを用いている。内的事項と外的事項の区別が批判的に問題になるのは、単に夜と昼との境界が不確かだ⁽¹¹⁾というたぐいのことではない。それが批判的に問題になるのは目的的な営みであるほかはない。教育の内的事項が主観的なものに陥ることなく、歴史的社会的課題からの規定をどのように自らに内在化させ得るかというところにあるのではないか。政治と教育の関係理論は全人間的課題への意識的な実践の一環として、教育を歴史的社会的な存在として把握しようという問題関心に発するものであり、政治と教育の関係理論としての内的事項外的事項区別論をめぐる論争的問題は、社会的規定と目的的規定の統一という教育の概念

構成の最も本質的な問題を課題としてわれわれに迫っているとは言えないだろうか。

教育についての、この二つの規定は、本来教育学の方法上の二つの類型であって、それは教育の存在を二分する実在的なカテゴリーではない。なぜならば教育を社会的、事実説明的に規定するならばそこには教育は存在し得なくなるし、一方また教育を目的的にのみ規定するならばその教育は存在しなくなるからである。

この意味ではこの二つの規定の統一という課題は教育研究にとどまらず、すべての社会諸科学一般に共通する命題となる。それは現状批判の理論の優位性が実践の有効性として検証されなければならないという今日的状況に照応している。しかし教育研究にとって、ことさらにこの課題が必要とされるのは、知的労働と肉体的労働の分裂という問題に教育が否定的に深くかかわっていることに発している。教育がこの二つの労働の分裂を必然化する社会関係の下で、能力による分配を社会的機能として期待されることが、発達それ自身を固有の価値とする教育の本質と矛盾をひき起こすからである。後期中等教育の多様化政策が単純技能工への強い労働力需要を背景にしていたこと、そして、その政策が高校生の人格の発達を裏切ったことはすでにあまりにも明らかである。

知的労働と対立した肉体的労働への需要が存在する以上、それに即応することによっては教育は教育として成り立たなくなる。知的労働と肉体的労働の統一という課題を教育の固有の課題とすることなしには、社会的規定を意識する時、教育はたえず、人間の発達に対立する労働の細分化の傾向にも従属せざるを得なくなる。教育の二つの規定の統一は、したがってこの分裂する二つの労働の統一——より正確に言えばこの課題から導かれる教育目的の問題——として、単に方法上の問題ではなく、存在それ自体の改革の問題になっているとも言えよう。

教育の社会的規定と目的的規定の統一という観点からの政治と教育の関係理論は、社会改革と教育改革の関係、とりわけ全般的な社会改革に先行する教育改革の固有の意義と、そうした実践の存在の可能性の究明を内容とする。

「教育の私事性論」の観点からの政治と教育の関係理論は政治と教育とを切り離して教育の固有の価値を問いつめるという方法によって、社会改革の如何にかかわらず、教育改革を展望しようとするものとも言える。さらに、この「教育の私事性論」は政治と教育を切り離すこと最もラディカルな政治と教育の関係であるとする認識を媒介にして、教育改革による社会改革を展望することになっているとも考えられる。内的事項外的事項区別

論の新展開が自らを政治と教育の関係理論として成り立たせている立場はこうしたものであろう。しかし、この、いわば教育の社会的規定に意識的に目をつぶる逆説的立場によっては、政治と教育の関係理論は主観的願望の域を出て批判の対象を変革する論理的必然性⁽¹²⁾を確保することができないであろう。

これに対して社会の支配的な関係と短絡的に結びつけ、教育の性質を規定する理論には、全般的な社会改革に先立つ教育改革、その内実を形成する日常的な、目的的な教育実践の固有の意義への関心は成り立つことはない。創造的な教育への関心は、そこでは社会改革を経た後の課題とされることになり、そのことを通して実は教育の固有の価値は他の社会の基本的諸機能に従属するものになっている。国家による国民教育という現実社会の否定的で支配的な動向に対して、「教育の階級性」の名によってそれを拒否したり、あるいは逆に「国民の教育権」をそれに対置して宣言するだけでは、政治と教育の関係理論を教育の対立する二つの規定の理論的統一という観点から再構成するものにはなり得ない。

3. 教育費論の課題

国家が教育において権威を確立し、特定の政治と教育の関係の創出に成功するのは、公教育費を組織し、支配することを媒介にしてである。公教育費の問題を理論的に解明することが政治と教育の関係理論の課題解決の中核的な位置を占めている。公教育費の国家的組織の不可避的存在が、政治と教育の関係についての理論的関心を必然的なものにしている。内的事項外的事項区別論への理論的関心もまた、公教育制度を支える教育費が国家財政における教育費として存在しているという現実に由来している。端的に言えば、内的事項外的事項区別論において内的事項と区別された外的事項として問題になるのは教育費の問題に帰着する。

教材、教具、施設のあり方それ自体についてみれば「何のために、何を、どう教えるかを明らかにして、はじめて、必要な教具から校舎の位置や構造まで決定できる」と言う意味で、「教育の仕事そのものによって国民全体に責任を負うことができるよう構想されなくてはならない」という主張⁽¹³⁾に異論のあるはずはない。問題は、それをまかぬ教育費にある。教育が現実のものになるために、不可欠の媒介物となっている教育費が、「教育の私事性論」の方法的限定を超えた存在であるところに内的事項外的事項区別論の問題性は起因している。

内的事項外的事項区別論は、教育費について、住民の直接的な教育の経済的負担を教育の住民自治の根拠に据

え、一般政治、行政からの教育の独立を志向している。その最も純粋な理念形態は独立税としての教育税の制度であろう。しかし、教育費が住民による直接的な租税負担によっていることを教育行政の直接制、独立制の根拠にすることは歴史的事実に合致するものではない。すでに資本主義社会の不均等発展の帰結としての地方教育費の地域格差を是正するために、教育費はより上位の財源へと移行してきているからである。もちろん法人税も含めて国税もまたすべて勤労人民の労働の結果であるとするのは正しいであろう。しかし、それは一般政治における民主主義の原理を基礎づけるものではあっても、教育における直接的な住民自治の固有の根拠になるものではないことは明らかであろう。

「教育の私事性論」の言う教育費論は、教育の尊重を大義名分として、一般行政費から一定割合の教育費を優先的に確保するという制度論にならざるを得ない。教育費を教育の条件として把握するにとどまる教育費論は多かれ少なかれこのようない傾向を持っている。条件整備活動を国家と教育の唯一の関係におく内的事項外的事項区別論の、それは当然の帰結である。しかし、そこで唱えられる教育の尊重も、教育費の優先的確保も、政治と教育の関係理論の中で一義的確定的な内容を検証され得るものではないのである。政治と教育を切り離すことによって教育の固有の価値を掘り下げ得た「教育の私事性論」も、教育における社会関係の表現ともいるべき教育費については本来それを把握する方法を持ち得ていないといるべきであろう。

教育費が教育における社会関係を表現することから、逆に、教育費をもっぱら既存の社会関係へ教育を適応させるルートとして取り扱うという教育費論も生まれてくる。かつて大内力氏は無償教育の意義を論じて、それが資本主義的教育の教育費が個人の個別の直接的負担から租税というかたちを媒介にして間接化されたのにすぎないとしたことがある⁽¹⁴⁾。大内論文は、個人の直接的な負担のかたちをとろうと無償教育という間接化されたかたちをとろうと、教育の資本主義的性質に変化はないこと、無償教育が資本主義的教育の真の受益者である資本家階級（総資本）による国家の利用の一形態であることを衝こうとするものであった。

しかし、この教育費論は公教育費の存在を事実説明的に規定しようとするものであり、無償教育という特定の公教育費を要求し続けた教育運動の歴史の意義を把握しようとするものではなかった。そしてそれは、公教育費の存在、特定には国家財政における教育費の存在の形態を自明のものとし、その意味を単純に教育費の国民の負

担の問題に還元して把握しているという点では、すでに述べた「教育の私事性論」の観点からの教育費論と同じ問題点を含んだものであった。

教育における社会関係を表現する教育費は「教育の私事性論」の方法的限定を超えた存在であるとともに、教育費は教育が既存の社会諸関係に固定的に規定されていることを意味しているものでもない。教育費は教育が社会の歴史的客観的な要求に規定されていることを表わす存在である。教育費はそのようなものとして決定されている。しかし、教育費が表現すべきものは既存の社会関係の体制的価値ではなく教育が志向すべき社会関係が展望する理想である。たとえば無償教育の要求と運動の事実が物語っているように⁽¹⁵⁾、特定の教育費のあり方を確立することは目的的な実践の課題として存在している。教育費は社会関係の展望する価値を表現することによって、教育の価値に新たな意味を与える可能性を持つのである。教育における社会関係を表現する教育費は、こうした意味で、教育の目的的規定と社会的規定との統一をその本質において促す存在であり、したがって、教育費論の方法も、この教育の対立する二つの規定の統一という観点に帰結すると言えよう。

II 経済恐慌と教育財政

経済恐慌は国民教育に対して教員の俸給不払いと欠食児童の問題を投げかけた。国民教育は著しい転換を迫られたのであった。

生活教育論争の中で、北方性教育運動の教師達に対して、雑誌『生活学校』を代表する理論家であった高山一郎は、この事態を教育の社会からの自己疎外を不可能にしている事態と把握し、新たな教育実践の可能性、公立学校なかんずく農村における学校の著しい転換への契機としての意義に注目したのであった。

「農村における小学校のさきに述べたような著しい転換（学校が産業教育或は郷土教育の色彩を強めつつあること）は、農村の極度の窮乏がもはや今までのように学校が社会から自己を疎外していることを許さず、否応なしに、その窮乏の中にこれを引きずり込んでいく過程と見られる。」「われわれは、社会的経済的必然によってもたらされた公立学校のかかる転換——なかんずく農村に於ける著しい転換の意義を十分高く評価しなければならぬ。これによって社会からの学校の自己疎外は打破されつつあるからだ。われわれはこの転換を通じて農村経済のただ中に身を投じ、農民と一つになり、生産と経済の渦中で児童を正しく教育し、組

織し、学校をして眞の正しい生活機能を發揮させるようにつとめなければならぬ。」⁽¹⁶⁾

この観点から見るならば、教員俸給の不払いと欠食児童という教育費の問題は学校と社会の関係の転換を迫る最も確実で有効な考察対象であった。

自由民権期に教育の社会的公共的組織化をめぐる理論として争われ⁽¹⁷⁾、資本主義諸関係の確立以後は労働者階級の教育要求の鍵的概念としての位置を与えられていた教育費論は⁽¹⁸⁾、経済恐慌の下で国民教育と国民教育を主宰してきた国家に対する関係を問い合わせるものとして、教育改革の最も根本的な理論としての性格を与えられることになったといえよう。教育費がもっぱら教育から疎外されていた労働者階級の運動の中で、教育への要求の科学的根拠として主張されていたという限定的な性格と比べるならば、この経済恐慌の下での教育費論は自由民権期の教育費論が教育の全般的性質と不可分にかかわっていたその意義を回復することになったという予想をもつのは不当なことは言えないであろう。

経済恐慌の下における教育敗政の分析では、五十嵐頤「公教育財政における公共性の矛盾——日本教育費政策史における昭和5年—15年の場合」⁽¹⁹⁾が代表的なものである。教育財政史の研究として最も体系的なものとみなしてよい『日本近代教育百年史』⁽²⁰⁾の教育財政史叙述がほぼ五十嵐論文の基本的構成をまねていることからもそれは理解できる。

五十嵐論文はこの10年間の教育費政策を分析して近代的理論の仮定的な性質を深く反省させることになった最初の時期としている。この分析の基本的視角は「対策としての合理性の故に期待されてよいはずであった教育費問題の安定を、かえって不況の進展から生じた非合理的な権力に奉仕することによって、それ自体局部的合理としてとどまつたばかりでなく危機的な日本教育政策の一環を構成する力ともなった」というものであった。この基本視角は「公共性を冠する政治活動における階級性の隠蔽」に対する分析視角としては有効なものであった。しかし教育財政の機能の本格的問い合わせの方法としては十分なものとはいえない。なぜならこの基本視角からは、たとえば時局匡救予算における児童就学奨励費、学校給食費は児童の健康自体が問題ではなく、国家による国民教育の崩壊に対する対策としての意味からとりあげられたとして「国民大衆の教育統制を急いだ政策の主体は反面ではこの教育政策を支えるはずの大衆の家計的条件を同じように急速に不均衡と重圧の方向に進めた」と観照的な把握に帰結しているのである。そこでは無償教育が教育の固有の価値を表現し得ているということについて

十分な着目があったとは言えない⁽²¹⁾。

教育費を教育政策分析の道具概念として扱うだけではなく、教育の目的的な実践の正否を問い合わせるような、教育と社会の関係を表明する教育学上の基礎概念として分析の対象とすることが求められている。

経済恐慌以後のこの10年間の教育費政策の歴史的意義に照応してこの時期には数多くの教育費論が出現した。市川昭午氏は、この時期の教育費政策の動向を総括して次のように言う。

「義務教育教員給与費の府県支弁とこれに対する半額国庫負担に地方財政調整交付金を組み合わせた教育費負担制度は、戦後における一時的な変更を除いて今日に至るまで維持されており、いろいろの欠陥を指摘されながらも、きわめて安定した制度ということができる。

この教育財政制度が実現したのは恐慌と戦争を契機とする極端な中央集権化の下での官治的な地方財政制度の一環としてであった。けれども資本主義経済の急速な発展とその地域的な不均衡の激化、教育費需要の飛躍的な増大と地方財源の枯渇化という歴史的推移の過程に照らしてみると、たとえあれほどの大恐慌と長期の戦争がなかったと仮定してもこの方向をたどることが必然的であったといってよからう。」⁽²²⁾

ここでは新たな教育費制度の成立が、教育と社会との関係の新たな創出を通して教育の性質について一つの選択を伴っていることが見失われているように見える。そのことによってここでも教育費論は財政の合理性一般の適用以外の何ものでもなくなってしまう。教育費論のこうした傾向は市川論文に固有のものではなく、この時期の教育費論の支配的な傾向を反映したものであった。さらにそれは教育費と教育の性質との関係を齊合させることのできない教育政策の性質を反映したものであった⁽²³⁾。

III 教育運動における公教育費論の構造

1. 義務教育費国庫負担の要求と理論

教育運動における教育費要求およびその基礎にあった教育費の認識はこうした教育費論の伝統とは異って、教育運動の基本的な方向と内容とにかくあって自らの実践の正否を問おうとするものであった。教師の意識に即していえば、「教育の問題をどうしても精神の問題としか受けとれない偏った」考え方に対して「矯正を促す」⁽²⁴⁾ものとしてその研究は意義を与えられていた。それがさき

に述べた高山の言う「転換」の認識態度と共通するものであったことは言うまでもない。

(1) 教育費の要求

1940年に成立した義務教育費国庫負担法は義務教育費の定率国庫負担制度をはじめて実現させたものであった。この負担制度は地方分与税の創設によって資本主義の下での不均等発展による地方財政能力の不均衡に対する地方財政調整機能を教育費政策の中から排除し、教育費そのものにおける国家と地方の負担関係を明確にするものであった。このことをもって教育における社会的関係（国家財政と地方財政との関係）それ自体を規定した最初のものであり、それ以前の教育費政策の動向は一般的な地方財政の問題が「発生的に教育費問題」⁽²⁵⁾という姿をとっていたにすぎないという把握が生まれる。『日本近代教育百年史』の教育財政史研究の方法もこうしたものである。しかしここで冒頭に述べたような、この時期の教育費政策を社会から自己疎外し続けてきた公教育の転換を迫るものとしてとらえる観点からみると、教育費問題が一般的な地方財政の問題の中に事実として存在していたこと（したがってその時代）を分析の対象とすることがむしろ重要な意義をもってくる。

1940年の義務教育費国庫負担法が定率負担制度として負担比率という形式において国家と地方の教育における関係を表明するものという把握もまた、この負担制度を可能にしていた地方分与税法の存在について視野に納めなければならないでいることはいうまでもない。

「道府県負担義務教育費に対する2分の1の国庫負担は、他方において道府県財政力を調整する地方分与税制度の発足がなかったならば、教育費負担の不均衡を市町村から道府県にまでもち上げる結果になったであろう。」⁽²⁶⁾

すでに繰り返すまでもなく1930年—40年にかけての教育財政政策の顕著な動向は世界的な経済恐慌と農業凶作によって資本主義的不均等発展の下での地方財政の窮乏化の傾向が破局的な状況にまで進行したこと、具体的にはその結果生じた教員俸給不払いと就学児童の生活の破綻に対する対策として迫られたものであった。

恐慌の中でその事実を見すえながら教育の方法を求めて教育費問題と格闘したのは教育運動に参加した教師たちであった。この時代の教育運動については新興教育運動の研究および生活綴方、北方性教育運動の研究として多くの研究蓄積をもっている。あえて言えば戦後の教育運動がその民主主義的な価値の形成を固有に志向する場合、それは常に、近き歴史における遺産としてかえりみられてきたものであったといえよう。こうした研究(史)

をたどることはできないし、必要もないであろう。ここでは教育費論という特定の方法的立場と課題意識とから一つの独自の分析をしてみたいと思うだけである。

ところで、こうした限定を加えてみた場合、この時代の教育運動の研究の蓄積は意外なほど乏しいと言わざるを得ない。凶作の東北地方で北方の教師達が農村更生に力を尽していた時、自らの給料が地方財政=農村財政の破綻の主要な原因とされ、したがって地方財政問題の主要な論争点の一つとなり、歴史的経過をたどれば国家財政によって農村経済の窮乏化の荒波から教員俸給は保護されようとする傾向を示していた。このことについての北方教師達の、教育費の認識はいかなるものであったのか。また北方性教育運動の教師たちに対して「生産主義教育の生産性」⁽²⁷⁾の中で波多野完治は「東北の人には農業問題の本が一番よい。経済学の本も役に立つだろう」と説いたが、それは教育費という教育における最も身近な社会関係を解き明かす教養の形成として提案されたのか。

これまでの、この時代の教育運動を教育史上の歴史的遺産として分析を深めてきた研究が、それぞれに固有の課題意識に基づき独自の教育価値の創造にあげた成果に異論は何もない。しかし教育費という教育の中で最も平凡で身近な、社会との関係を表現する対象をほとんど無視したままいることは、序論で述べたわれわれの問題意識からするならば、これまでの教育学の伝統的傾向をここでも反映しているとみることもできないわけではないよう思う。

日本教育労働者組合、新興教育研究所が「減俸および初任給引き下げ、昇給停止、強制寄付による実質上の減俸反対、賞与、出張旅費、住宅料、当直料その他の諸手当の支給、およびその廃止、減額反対ならびにその増額、昇給期、昇給額の確定の公示」、「国庫による無産児童の雨具、履物などの通学用具、学用品および昼食支給、国庫による無産児童の完全なる衣料および保健施設、学齢前無産児童の保護」⁽²⁸⁾などを基本的な要求として掲げていたことはすでに多くの研究が指摘している。しかしこれらの要求について教育的関心から積極的に分析を加えたものは見当らない。

新興教育運動の全体像を理論的に再構成しようと試みた柿沼肇氏は児童の生存権の問題と教師の生活権の問題とを新興教育運動の発生の動因として把握している⁽²⁹⁾。しかしそれはその全体像を構成する理論的認識として扱われているのではなく、この運動を成立させた状況説明として取り上げられているにすぎない。岡本洋三氏の「運動史の中の教育費認識」⁽³⁰⁾はそのテーマからして最も

まとめた教育費分析を予想させるが、しかしそれは必ずしもこの時期の教育費理論の意味をとらえ直し得るほどには分析的なものではない。

(2) 公教育費の論理

すでに雑誌『新興教育』創刊号で山下徳治は義務教育費国庫負担問題について次のような明快な態度を表していた。

「教員の俸給問題は無産陣営のイデオロギーから考えても誤謬である。教員減俸問題が実現したからとて、農村の窮乏には焦土の一滴にしかすぎない。農民子弟の教育と農村文化の発達が必要である限り、農民と教員との提携において義務教育費ならびに教員俸給の全額国庫負担運動に転向さるべきである。」⁽³¹⁾

教員俸給不払いを地方財政の破綻の問題とみて義務教育費の国庫負担によって解決をはかろうとするのは新興教育運動に固有の主張ではなかった。義務教育費国庫負担という一般的な内容としてではなく、「教育費の資本家地主全額負担」という方針を掲げたところに新興教育運動の独自な教育費認識が見出される。日本教育労働者組合の綱領的文書に掲げられたこの規定を理論的に考察していると思われるものが『新興教育』に掲載された増淵穰（筆名、原哲夫）の「教員俸給その他一切の義務教育費の資本家国家全額負担運動」⁽³²⁾である。この論文で増淵は教員俸給不払い問題について理論的に明確な立場が教師の中に十分に確立されていないとして次のような考察を行っている。

「われわれは今こそプロレタリア貧農、一般使用人の指導と協力の下に、義務教育費の資本家国家全額負担の全国的大衆的闘争をまきおこさねばならない。……われわれは全国連合小学校教員会幹事の教員俸給の国庫補助金の増額の要求、すなわち『もっと労働者農民から血税を絞り上げて教員に与えろ！』の反動的要求を断乎として叩きつぶさねばならない……」

増淵の教育理論を解説した土屋基規氏はこの論文に対して次のようなコメントを与えている。

「『新興教育』の義務教育費国庫負担要求は、これが国家によって経済恐慌と農村危機の下で搾取され収奪されていた労働者農民の租税負担の増大となってはね返るような階級関係ではなく、『資本家・地主の教育費全額負担』であることを要求したところに、教育労働者とプロレタリア・貧農の階級的な運動における連帶、共同闘争の組織の方向を求めることができたのである。」⁽³³⁾

問題は教育費の要求において回避することができなかつたとされる「租税負担主体の階級的観点と国家権力に

よる教育統制の問題」、「教育労働者とプロレタリア・貧農の階級的な運動における連帶、共同闘争の組織の方向」の、その内実である。

教育費国庫負担の問題を租税負担について的一般的要要求の適用としてみるならば、ここで展開されている要求は資本主義的諸関係についての一つの完結的認識を獲得していたということができる。租税は資本主義社会の価値を構成している利潤（利潤、利子、地代）と賃金とのいずれかをその税源としている。資本主義経済の下で賃金が労働に対する価値の支払いとしてではなく、労働力の再生産の水準に限定されているとするならば、利潤のみが正当な税源となり租税は資本の共通の負担とならなければならない。資本主義社会を対的に認識する主体の租税の綱領的要要求は「租税は全部資本家階級の領得するところの剩余価値からとれ」という「遠大の理想」に行きつく⁽³⁴⁾。

しかし『新興教育』のこの要求は、単に租税についての「綱領的要要求」の適応であったのではない。個別分散的な教育費が教育に商品的性質を与えていたことを批判し、教育費の無償化によって、教育がすべての人間にとて権利として実現されることを主張した無償教育論によって、それは教育的に価値づけられていたと言える。教育を受ける権利を保障する立場から教育の機会が親の個別の経済状態によって左右されることを否定した無償教育論は、必然的に親の負担義務の共同化の擬制によって公教育費の存在を導き出すことを否定していた。教育費を社会的に組織することを要求する無償教育論は、社会的生産それ自身の蓄積の中に公教育費の基礎を見出soのであり、資本主義社会ではそれは剩余価値として資本家の手におさめられているものであった。したがってこの教育費論は権利としての教育の理論に直接裏づけられたものとなっていた。

「（教育は）社会進化の相続者として次の時代の負担者として生長すべき青少年に対する国家の義務であり社会の義務である点において、義務教育に必要な一切の費用は、もちろん、そうした義務を負うものが負担すべきものである。同時に、そうした教育が封建的な地方費負担によって分裂せしめられるようなことがあってはならない。こうした意味において私は、高く強くいわゆる義務教育費こそは徹上徹下断じて広く大きく国庫の教育費負担制度を確立すべきである。」⁽³⁵⁾

(3) 教育費をめぐる社会関係

山下の論文および増淵の論文を少しでも検討するならば、こうした「租税負担主体の階級的観点」は教員減俸が地主階級にとっての減税になつても「プロレタリア貧

農」にとってはなんの経済的負担の軽減にもつながらないという事実をつきとめることによって獲得された認識であったことがわかる。山下の別の論文「教育界の経済的破綻」⁽³⁶⁾はその根拠になった事実を次のように説明している。

「この村（群馬県強戸村——引用者）の例によれば、教員減俸によって年収3万円ある村一等の男は、約400円ばかりの減税になり、村民の6～7割を占むる貧農は僅かに1円にも足らぬありさまである。」

この強戸村の調査は増淵の論文においてもそのまま「地主資本家国家全額負担」の要求の根拠とされており、『新興教育』誌上の、この問題の検討のすべての基礎におかれている。「労働者、農民の租税負担の増大となつてはね返るような階級関係」はこれらの検討においては裏返しの関係において認識されていたといえる。この事実は、これらの諸論文では減俸の要求がもっぱら地主的要求であることを暴露することと、この地主階級のイニシアチヴで一般的な窮乏化を背景にこれらの事実関係を見失ってプロレタリア、貧農が教育労働者と敵対的な関係に立たされていることを明確にするという、きわめて戦術的な意味合いをもって利用されている。しばしば登場するこの調査は、単に結果がこのような観点で利用されているだけで、『新興教育』誌上の諸論文によって独自に考察が加えられてはいないのである。『新興教育』の諸論文ばかりではなく、それについての教育運動史研究もまたそのことをもって足りりとしているようである。たとえばすでに述べたように土屋氏のコメントは一般的な意味での正当性を持ちながらも、必ずしもこの時代の教育費の諸関係に即したものとはなっていないが、それとは別に「資本家国家全額負担」の問題を「教育労働者とプロレタリア貧農の連帶、共同闘争の組織の方向を求めることができた」というだけでは、経済恐慌の下での教育費問題が内包していた問題のすべてを把握したことにはならないと言わざるを得ない。強戸村調査結果として表わされた教育費問題の事実関係の意味をさらに固有に究明すること、そしてそのこととかかわって、まさに「教育労働者とプロレタリア、貧農の連帶」の内容を教育の意味と事実とに即して明らかにしていくことが、新興教育運動における教育費論の研究の課題として導き出されていると言えよう⁽³⁷⁾。

強戸村の調査は教員減俸総額を戸数割の負担率に基づいて一人当たりの減税額の計算をしたものである。したがってそこで地主には400円ほどの負担減となり貧農の負担減が1円にも満たないという事実は逆に地主階級の教育費負担の高さをも表わしている。このことはこの調

査から出てくる単純な事実であろう。それではこれは地主階級の教育費負担の不当な重さを表現するものなのであろうか。ここには二つの問題がひそんでいる。

第一の問題は戸数割の最下層に位置づいている貧農の多くは高額の小作料を地主に払っており、地主の租税負担はとりもなおさずこの小作料によってまかなわれているという事実である。ここでは教育費をまかなう戸数割が貧農にとっては「最低限度の生活の保障」をつき崩す二重負担となっているのであり、教員給料減俸による戸数割の減税が小作料の減免と連動しないならば生活の窮乏緩和にはほとんど意味をなさないことになる。逆に教員給料減俸の意味を生活窮乏化の緩和にあると仮定し得るとすれば、そしてそれによって小作料の構成要因である戸数割の減額だけを実現させるとすれば、地主階級は小作農貧農の生活の保障にあてられるべき部分を占取する結果となる。400円の減額とは地主の教育費負担の高さを意味するものではなく、この占取部分の大きさを意味することになる。教員減俸問題はここでは直接的に貧農と地主との利害の対立という要素を含んでいる⁽³⁸⁾。

第二の問題は都市と農村の租税負担の格差の問題である。この時代、農村で年収1,200円～2,000円を得たものの負担した所得税は都市で同一の年収を得たものの負担した所得税と比べるならばほぼ2倍にあたるとされていた⁽³⁹⁾。これは明らかに日本資本主義の資本蓄積が国家機構を媒介にして農村からの徹底した収奪によっていかに急速に行なわれていったかということを裏づけるものである。

ところでいかにも不合理なこの租税上の格差は地租の税源としての農村の富が農業生産にとって全く寄生的な所得として実現していることによっていわば正当化されていたと言えよう。この意味で寄生地主制は都市と農村の格差、教育費もその一つに含まれる国政的事業に対する農村の過重な負担の解決にとって最大の障害物であったと言えよう。

この問題は租税負担の格差の問題にとどまらない。国民教育が種々の動機によって組織してきたにしても、その中心的要求をなしていた資本主義的大工業制の展開に規定され、一方、日本の資本主義経済の展開過程で農業が資本主義的な経営を妨げられ、寄生地主制による反封建的経営を一般化させた状況の下では、地主階級にとっては国民教育の高度化の要求は自らのものとはなり得なかった。地主にとっては国民教育費の負担は租税負担の格差と共に、その内容においても不当な負担として受けとられたのであった。教員減俸問題の発生源はこうして常に潜在的に存在していたと言える。北村孫盛がこの

問題を指摘して次のように述べたことは、その限りでこの時期の教育費論として一つの意味を持ち得ていたと言えよう。

「近代の大工場で、しかもそこの経営主から出費さるべきはずの国民教育が国家の力を借りて、それを農村で、しかも農村の支出でなされるというところに問題はある。」「『地方化』の叫びは、明らかに近代的産業に即する国民教育の『負担』に苦しむ寄生的土地所有者やその思想的代弁者の悲鳴でしかあり得ない。」⁽⁴⁰⁾

しかし山下の論文が明確に主張しているように国民教育の必要性について、「プロレタリア、貧農にとっては事情は異っていた」のである。労働者、農民の解放の事業にとって教育は必要であり、国民教育は発達させられなければならなかった。ここでも労働者農民にとって寄生地主制は教育上の障害物であった。

『新興教育』における教育費論が「教育費の資本家地主国家全額負担」「教育労働者とプロレタリア貧農の連帶」という結論を導いた時、その底にはこうした二重三重の教育費にかかる諸関係についての認識があったように思える。それは単に剩余価値学説からの租税論の一般的適用という性格にとどまるものではなかった。特に教育費の問題を教育の性質を規定するものとしてとらえようとする方法の自覚が存在していたことは重視しなくてはならない。さらにこの観点から検討を加えたいと思う。

2. 生活教育と教育費

(1) 自給活動・農村更生・農村文化

教育費の問題を単により上位の団体の財源に移行させることによって確保することをもって足りりとするのではなく、教育費の問題の中に国民教育の性質にかかる問題の表われを見るという方法的態度は、『新興教育』の教育費論の中に最初から明瞭に表わされていた。『新興教育』創刊号の山下の論文は、さきに引用した部分に統いて次のような問題提起をしているのであった。

「だがしかし……親愛なる教員諸君！ 農民極度の窮屈化と農村存亡の危急の秋に際して、農民からの離反より当局の法度通牒がありがたいと思う青年があったとしたら。親愛なる教員諸君！ 働くことによってかえって貧窮にされ、非人間的にまで悲惨に陥っている農民大衆のみが、農村教師の味方ではなかったのか。少なくとも教員減俸問題は教員の無自覚の暴露である。農村教育が農村と農民に根を下していくなかった明証である。」⁽⁴¹⁾

ここでは教育費の問題を国民教育の目的、性質を「明

証」するものとして把握しようとする方法意識が働いている。ここで山下は教育費が直接地方財政によって支払われることを教育と農村、地域との結合の物的基礎とすることを示唆しようとしているのだろうか。この問題をさらに教師の実践に即して厳しく問いつめたのが秋田の北方教育運動の理論的指導者と目されていた佐々木昂であった。「村落更生に態度する」⁽⁴²⁾の中で佐々木は自らの実践の方向を明示しながら、それにかかわって次のような教育費問題への接近を試みたのであった。

「こんな環境における教育は……必然この生活の建て直しを基準として計画しなければならない。……私たちにとって小学校が精力的な中心であることは論を待つまでもないし、形式的な仕事の方面からのみ言うならば、もちろんこの意見に不賛成ではない。この場合もっとも恐ろしいのは学校を地域の機能の一つとして位置せしめず、『小学校は小学校』という身勝手な、切り離されたものにして、独尊的な指導精神を持つ態度と古い思想である。もし今度の税制整理案⁽⁴³⁾が議会を通過して教員俸給の全額が県の手から支払われることにでもなれば、この思想はさらに恐ろしい実践となる。」

かつては木崎村の無産農民小学校の現実的基盤を問い合わせ、公教育の独立的組織化の幻想性に対する批判の根拠を提供した教育費は、ここでは生活教育の運動に対してその意味と可能性とを問い合わせるものとして意義を持つことができるのだろうか。北方性教育運動のすぐれた理論家であった佐々木のこの教育費論は、こうした課題を教育費研究に課すものとして受けとめられなければならない。

生活教育のあり方をめぐってはすでに同時代中最も長期で劇的かつ示唆に富んだものと言われる生活教育論争が展開されていた。教育の全般的領域に及ぶこの論争の中で、生活教育の「実際的な可能性」⁽⁴⁴⁾の問題が一つの論点となっていたように見える。教育における生活と生産のリアリズムを探求していた生活教育の運動は、同時に生活教育の存在それ自身についてのリアリズムを問題とさせていたとも言えよう。生活教育論争の口火を切らせることになった留岡清男の生活綴方教育批判の論文「酪連と酪農義塾——北海道教育巡礼記」⁽⁴⁵⁾が生活教育の実際上の可能性についての問題提起であったことはあまりにも有名である。

「このような生活主義の綴方教育は、畢竟、綴方教師の鑑賞に始まって感傷に終わるにすぎないという以外にもはや何も言うべきことはないのである。」

留岡のこの問題提起は特に教育費の問題に触れたもの

ではない。しかしこの問題提起に対する佐々木の対応と、この問題提起がきっかけとなって開かれた座談会において、佐々木とともに北方の教師達を代表した鈴木道太と留岡との討論は、この問題提起が教育費の問題への接近の方法とも関連していたことを示している。

佐々木は留岡の問題提起に対して次のような感想を寄せていた。

「いまさらまた問題をむし返すようで悪いが私も水沢の座談会に臨んだ一人として『自給施設』に対する態度論を語り合っただけでもあの会は成功であったと、今もって考えている……」⁽⁴⁶⁾

自給活動、直接的生産労働への従事にいかなる教育的な意味を与えるかということは生活教育の概念にかかる論争の中で一つの争点であったことは明らかである。すでに『生活学校』誌上では、生産主義教育をめぐる論争として峰地光重と柏崎栄が数度の論文をかわしているが⁽⁴⁷⁾、それは自給活動に生産主義教育という観点からいかなる意味を与えるかを論争点としたものであった。

『教育』誌上の座談会⁽⁴⁸⁾ではこの自給活動について当事者と生活教育論争の問題提起者との間で次のようなやりとりがされていた。

「鈴木 東北地方の綴方教育の成り立ちは、日常生活を端的に表現することを最初非常に重要視したことは確かです。それをやっておるうちに凶作になって、北方性という問題が出てきたのです。そこでわれわれはなるべくはみ出てきたところを知ろうとした。ところが綴方では解決がつかないから、いつのまにか綴方教師は生産的の仕事に従事し始めた。鮭取りをさせたり、新聞配達をさせたりして、綴方教師が皆生活教師になってしまった。」

佐々木 子どもたちを何とかしなければならぬという生活台の問題を考えた時に、綴方教師が一番生活を守ったし、生活を発展させたのです……綴方教師は生活綴方なり生活教育の展開していく足場を作った。ところが、今度は綴方教師はさらに一步を進めて綴方によって生活を指導し得るものなりという見解を持つようになった。昭和9年の凶作に、僕らは11月3日に北日本国語教育連盟というものを作りましたが、その時には綴方教師によってこの生活を何とかしてやらなければならないという気持を横溢させたものです……

むしろ生活の前提に入っていかなければならぬ。つまり部落の更生、青年団の指導などをして、何とか生活台を建て直していかなければならぬ。生活教育は生活綴方というもののみではできるものではない。……だから綴方を廃止したのではない、生活全面に対

する、発展的解消をしたわけです。

城戸 第一は生活態度が一番主要な問題になるのですが、綴方で生活そのものをどうこうすることはできないのだから、どうしても生活に対する態度を教育していくということになるのではないか。

鈴木 私は高学年の中にも1週間に一ペんくらいずつ部落の仕事をやらせて、1年に約百円ほどを儲け、それでもって全校生徒の紙代を買うことができました。」

端的に言えば子どもたちの自給活動が全校生徒の紙代を生み出すことはできたとしても、全教育費を、とりわけ教育費の主要部分を占めていた教師の俸給と児童の就学の条件をなしていた生活費を自給することはできない。このことは当事者にとっても自明のことであったろう。ではさらに農村の更生に教師が参加し、村の生産力を再建することに仮に成功するならば、それは可能になるのであろうか。生活教育が農村の更生を直接に課題とし、そのことによって生徒の就学条件である生活費と教員俸給とを含む教育費を確保するということは可能なことであったのだろうか。鈴木道太がその活動を振り返って、すでに前記の座談会で「村の生産力を減退させまいとする国策——と言っては語弊がありますが、そういう国家的仕事に従事しているのだという誇ほしつれども、しかし子どもとの接触において楽しみというものがさっぱりない。……そんなわけで、ひとまず部落の仕事はその程度で切り捨てて、学級の文化を高めていくことに戻っていきたいという気持になったのであります。」と語らなければならなかったのは、このことの困難さを証言するものであったと言えよう。

ところで佐々木や鈴木の生活教育とは異なる系譜に立っていたと言われる⁽⁴⁹⁾村山俊太郎は教育費に触れたおそらく唯一の論文⁽⁵⁰⁾の中で次のように述べている。

「社会の躍進とともに教育費が膨張するのは当然であるが、非農村教育費の膨大は都会に集中し、都会は農村を榨取し農村の負担を増大し、その疲弊を招く。……負担の過重にあえぎながら年々増大する都市的教育費を負担するの実況は實に悲惨といふよりほかはない。」

農村は、今、農村自身の教育を設定し農村独特の文化を育てていかねばならないのだ。それが根本策には農村教育の革新があり、農村教育の都市教育からの独立があるばかりである。」

村山はこの論稿で県および国庫の補助金政策に対して「その補助金は洋服のポケットから出すのではなくて、百姓の赤切れ手から税金で取って、しかも公等の手から

でもくれるごとくわれわれを欺瞞している」という批判を行っている。農村更生をこうした財政制度の改革と結びつけるならば教育費を村の経済が直接にまかなかうことができ、そのことを通して、地域と教育とが結びつくという展望をこの主張は示そうとするのだろうか。さらに農村教育の都市教育からの独立を説く農村教育の革新は、この時代に広く論じられていたような農村の教育水準を低下させることを地域の要求として認めようというものなのであったのだろうか。

(2) 教育費論における生産力理論

村山がここで提出した都市による農村の教育費の「搾取」の問題を全く異なる観点からではあったが、国民教育のあり方に関連づけて充明したのが『生活学校』誌上に連載された北村孫盛の論文「国民教育と技術教育」⁽⁵¹⁾であった。この問題は生活教育論争にとっては、国民教育を成立させている教育費の存在に関連づけて生活教育の意味あるいは実際上の可能性を見出すことができるかどうかということでもあった。さらにこの時代、小学校財政を最も詳細に分析した加藤精三がその教育費の分析を通じて行った郷土教育の觀念性についての批判⁽⁵²⁾に対して、ここで検討してきたこの時代の教育運動における教育費認識が、いかなるものとして耐え得るかを検討することでもある。北村はこの論文で教育が社会的に見れば常に労働の再生産と結びつき社会発展にとって必要欠くべからざるものとして把握されると述べた後で、次のように国民教育のあり方を規定している。

「近代工場生産の最も大きな特徴が機械による大量生産にあるとすれば、国民学校はまさにこれに照応している。」

「大工業はその本来的性質上……特殊な社会的部分の機能しか担当し得ない個々人の代りに、種々の異った社会的機能を交々担任しうるところの凡ゆる方面に発達した個人をもってすることを『一つの死活問題』たらしめるのである。これ一般普通義務教育が、国民教育としての資格をうる所以である。」

「金属機械工における教育向上（教育水準の上昇——引用者）の絶対的優位性は重工業の躍進によってますます義務教育延長の基礎を固めるものである……」

北村のこの論文はすでに田部久のベンネームで『教育科学研究第1集』⁽⁵³⁾に発表された「資本主義合理化と学校、教育」を直接援用しながら、さらに国民教育の発展傾向を論じ加えたものになっていた。北村のこの論文は『生活学校』の編集者であった戸塚廉によれば、北村から強引に持ち込まれたものであり、編集部からは生産力理論に傾斜したものとして危険視されたものであったと

いう⁽⁵⁴⁾。『生活学校』の立場とは異質なこの論文は、しかし同誌の有力な読者であった北方性教育運動に参加する一部の教師たち、具体的には佐々木昂に代表される秋田の北方教育運動の参加者たちをまきこむことになる。

北村論文は繰り返すまでもなく国民教育の動向を大工業制の発展に基づけている。大工業制の発達は極度の分業化（知的労働と肉体的労働の分裂）に代えてあらゆる方面に発達した人間を「死活問題」として要求する。この要求に従って国民教育の目的、内容、形態は改造され発展するというわけである。北村はこの論文で日本資本主義の特徴として、こうした国民教育への要求が常に陶冶と収奪の矛盾相剋の状況を呈していたことを明らかにしている。しかし北村は国民教育における陶冶と収奪の矛盾を大工業制と半封建的な農業生産との間に見出しており、資本主義の発展それ自身が固有の分業化を促進しつつあることにはあえて関心を向けてはいなかった。この点に日本社会の半封建制の非合理性を衝き生産力の合理的拡大による社会の改良を試みたとされる生産力理論の性格⁽⁵⁵⁾を読みとることができると言えよう。

北村のこの観点は農村と農村教育に対する彼の分析においてきわめて明瞭に表されていた。

「国民教育の重要な要素である近代的生産的技術に通ずる科学的・技術的教育の基礎は、現在のわが国の農業生産様式の中からは築かれないと。」

本来の農業生産行程以外の労働に機械が相当に増加の傾向にあるので、これを利用してある程度の対策はできるが、しかし、これは国民教育の有力な基礎となることはできない。

したがって国民教育としての農村における技術教育の基礎は他の要素に求めなければならない。……すなわち大工業に吸収されるべき過剰人口を国民教育が最も有力な対象としていることである。」

「過剰人口の都市への著しい吸収は農村における幼少年に生産的労働を強要する結果となり、ひいては農村における国民教育を疎外することは……明らかである。ここに農村において生産教育の呼ばれる社会的根柢がある。この生産教育が近代的科学的技術教育へ通ずるものとは何らの関係ないことは、その労働の内容が室内工業的手工業、いわゆる副業と称せられるものであることをみても明らかである。」

農村教育に対するこの分析の観点は、農村文化の固有の価値を説き、農村教育の革新を展望する理論とは際立った対照をなしていた。農村から都市への人口移動を農村における教育の近代化の契機としてとらえることは北村に固有の発想ではない。むしろ農村の労働力の都市へ

の流出の事実を根拠にして国民教育の全国的統一水準の確立を求めるという主張は義務教育費の国庫負担制度を積極的に擁護した教育財政論の共通の認識であった。たとえば阿部重孝は学制改革論⁽⁵⁶⁾の中で次のように述べている。

「今日の社会においては、農村に生まれた児童が必ずしも農村にとどまるとは限らないし、また特定の府県に生まれたものが終生その府県にとどまるとは限らない。この意味から小学校も中等学校も、國、府県、市町村の共同負担とするのが一層合理的であり、また負担の不均衡を除く途もある。」

「市町村をして小学校を、府県をして中等学校を維持せしむる原則は、自治体相互間における富の不平等の事実と、現代社会における人口移動の状況から再吟味せられねばならない。」

資本主義的発展が農村の分解を押し進め、都市へ労働力を集中させていく傾向は動かしがたい事実として存在していた。農市教育が農村更生の主体をではなく都市へ流出していく労働能力の基礎陶冶を受け持ったことは教育を社会の再生産機能として考える限り不可避のことであった。

綴方による表現指導から、生活それ自身の組織化という、はみ出したものまでをも教育の課題としていた秋田の北方教育運動の教師の中でこの北村の国民教育に対する理論が受け入れられていったのは、農村における資本主義的階層分解に直面し、都市と農村とを関連づけて把握することなしには生活処理を行い得ないという生活の実態の認識を背景にしていたと言えよう。佐々木は農村における国民教育の革新の契機として北村の言う労働力の移動、流出の問題を肯定して次のように言っていた。

「農村の子どもが重工業に吸収されていくのはこの国の態勢上必至の問題である。私どもは村にいても決して重工業に無関心たり得ない理由がここにあるのである……」

今日もはや人的資源という一つの面からばかりでも農業問題を重工業の段階から、また重工業の問題を農業再編成から切り離して考えることはできなくなつた。⁽⁵⁷⁾

こうした認識に立った時、佐々木によってさきに提起されていた教育費論の問題は新たな論点に推移されてしまうことが予想される。小学校の機能が地域の一機能であったとしても、新たに国民教育の観点からそれが問い合わせられる以上、教育費もまた国家財政へ移行する必然性を持ち得ることになるからである。「一つの国民教育運動として再飛躍」⁽⁵⁸⁾した観点から地域と教育の結合

の問題は新たにその意義を問い合わせられる必要があり、その経済的基礎とされた地方教育費の存在もまたそこでは改めて問い合わせるべきであったと言えるであろう。

秋田の北方教育運動がこうした観点に立って職業指導の活動に踏み込み、加藤周四郎を県庁の職業課に佐々木を県職業紹介所にさらに北村らの主宰していた技術教育協会およびその関連校である大森徒弟学校へ丸の内久、斎藤哲四郎を送っていくことになった経過はよく知られている⁽⁵⁹⁾。

北村の論文に代表されるこの理論傾向が生産力理論に基づくものであるとして批判されていたことはすでに戸塚の言葉を用いて述べた通りである。しかしこの理論傾向が生産力理論であり国家総動員体制へ組み込まれていたものであったという批判は「資本主義的諸関係」、国家総動員体制についての「階級的認識」と国民教育を社会の再生産機能、言いかえれば生産労働と結合させてとらえる原則的理解との総合を可能にする方法を究明する意識を欠くならば、批判としての有効性を持ち得ない観照的なものになり終わるであろう⁽⁶⁰⁾。

(3) 知的労働と肉体的労働

北村の理論の特徴は、全面的に発達した人間を死活の問題として要求する大工業制の本性を日本資本主義の展開の中に直接に見出し、その教育要求に即応することによって分裂する知的労働と肉体的労働の統一を実現しようとしたところにある。これに照応して北村の教育費論は教育費の分析を通して、資本主義の発展が国民教育の基礎であることを明らかにしながら、本来、「都市の経営主」が負担すべき国民教育費を農村に負担させているところに教育財政政策、制度の問題を見出すものであった。北村は教育費をめぐる矛盾を国民教育の発展を基礎づける都市の資本主義と、国民教育の水準の低下を要求する農村の半封建制との対立として描き出している。大工業制の発展それ自体を知的労働と肉体的労働の分裂を克服するものとすることによって、この教育費論は大工業制が要求する国民教育の経済的基礎を資本主義的大工業制の蓄積する教育費におくことをもって教育費の問題は解決されるとしたのである。

知的労働と肉体的労働の統一という課題意識を持ちながら結果において、労働の細分化の傾向に抗し得なかつたのは、この課題を全面的な人間を促す労働の実現に直接託したところにあった。

北村の『資本論』に依拠した大工業制の「本来的性質」についての認識が、その資本主義的形態の持つ固有の歴史的性質を見忘れていたと指摘することは容易であるようにみえる。しかし問題は大工業制の本質とその資

本主義的形態との矛盾を見過していたところにあるというよりは、北村論文が知的労働と肉体的労働の統一を全面的な人間を促す労働の実現に直接託し、労働の質の多様性が依然として残される過程におけるこの分裂した二つの労働の統一のための固有の課題を自覚しなかったところにあったと思われる。そこでは、分裂する二つの労働の統一は、教育にとって独自の課題となるのではなく、大工業の発展とともに解消するものとされたのであった。ここに生産力理論の立場に立つ教育理論の問題性があったと言うべきであろう。

資本主義的大工業制が階層的な労働力の構成を要求し、知的労働と肉体的労働の分裂は、労働組織の分業と協業の新たな編成によって、一層合理的なものとして再生産されるという点について、また都市と農村の間においてさらに大工業制の内部において陶冶と収奪が資本主義的な性質において再生産されることに対して、北村の理論が有効な批判をなし得たかったのは、知的労働と肉体的労働の統一をすべての労働者の労働を全面的な人間の発達、全面的に発達した能力を要求する労働として直接実現させることによって果たそうとした、その方法にあつたと言えよう。北村の大工業制に対する把握は現実の分析であったには違いないが、もともとこうした方法からその相対的進歩性を分析することに向けられていたと言える。大工業制の資本主義的形態を見過ごしたというこの理論の批判るべき欠陥は、この理論の誤りの原因であったのではなく、むしろ結果であったと言うべきであろう。

ここで北村の論文と佐々木の論文との間にあるニュアンスの違いに気違かされる。重工業の発展を国民教育の発展の直接の基礎であると論じきっている北村の理論と比べた場合、佐々木が次のようにこだわっていることの意味に注目しないわけにはいかないのでないだろうか。

「重工業に吸われてゆく子供についての、従って又工場についての最大の問題は工場の大きいことでも賃金の高低でもない。その工業のシステムが少年工の教育をどう企画し、樹立してゐるかである。仕事そのものの教育性と教育施設、文化施設の問題である。……

重工業の問題を農業再編成から切り離して考へることは出来なくなった。しかもこの問題の重要性は、一方的犠牲に於ては絶対に解決し得ないことにある。」⁽⁶¹⁾

佐々木のこの言葉がどのような行動に結実していたのかを明らかにすることはできない。しかし、すくなくとも、佐々木が、教育が、社会的規定において観念的な把握に逃げることなく、しかも教育的でありつづけるために不可避的な課題となっていたはずの、知的労働と肉体

的労働の統一への接近の途が、極めて困難に満ちたものであることに自覺的であったことを示しているとみると何うか。

生活教育論争の中で、「戦前生活教育論のピークをなす」ものとされた高山一郎の論文「生活教育の再出発のために」⁽⁶²⁾は、労働力の移動の事実を直視し、教育が国民教育として、地域生活の狭隘性からぬけたものとして組織されるべき必然性を認めながら、教育における生産力理論の性格にも批判を加えたものであった。それは教育費の認識としても一つの到達を示していた。

「東北地方の窮乏しきった農山漁村の村民ならびにその子供たちのいたましい生活事実、この事実に直面して、教師たちは、子供たちの将来の生活のための基礎能力をやしなうとゆう比較的落ちついた系統的な仕事を続ける余裕をうしなった。心的余裕をうしなったばかりでなく、物質的諸条件も次第にこの余裕をおびやかしてきた。村の財政の窮乏からくる学校費の涸渇・児童の欠食・栄養不良・月謝の滞納・学用品購買力の喪失・子守や畠仕事の児童労働のかり出し・欠席・生活関係の混乱・家庭悲劇等々。教師は子供たちの将来の生活の基礎を系統的に準備することよりも、眼前の子供たちの追いつめられた生活事実を何とかしなければならない切迫した事情にかられた。……

国民教育を受けるものとしての学令児童は、そのため保護されねばならぬ。東北の窮乏した農村にあっても、子供たちは、この意味で、ある点まで生活の荒波から保護され、社会・国家の将来の発展の担当者として、そのための基礎能力を系統的に養われねばならぬのである。給食・学用品の支給・月謝の免除・児童労働へのかり出しの防止等々の児童保護策の徹底は、村の公経済・私経済の実情からして事実上至難であり不可能であったかもしれない。それにしてもこうした児童保護の上に、基礎的国民教育の遂行を確保すべく努力するよりも、児童が生活苦の荒波にもみくにされる事実に便乗して、ここにこそ生活知性をみがくための新しい教育の道がひらけたと喜んだ生活綴方人はなかったであろうか。」

東北の窮乏化した農村にあっても子どもたちは国民教育をうけるものとして、そのために保護されなければならない。ここに国民教育の教育費政策の課題が導き出されている。ここで、教育費の存在——村の公経済、私経済ではまかないきれない教育費の必要性の認識——は、生活教育の基本的内容を規定するもの、より正確にいえば、その変化に伴って基礎教育の内容も変化せねばならないとされていた国民生活の内容を教育に表現するもの

になっていた。村の公経済・私経済の実情が、給食、学用品支給等々による国民教育をうけるものとしての児童の保護を不可能にしているという事実は、逆に、眼前の子どもたちの追いつめられた生活の物質的条件を改善することを、直接に教育の課題とすることを不可能にしていることをも表わすものとされていた。東北の窮乏しきった農山漁村において、将来の生活のための基礎能力をやしなうという比較的落ちついた系統的な仕事を続ける余裕をつくりだすことが、教育費論の課題であり、こうした教育費の組織化の必然性は、そこでおこなわれるべき教育の目的、内容を規定するもの、すくなくとも、その教育の意味がそうした教育費の存在にかかわって正当化されるべきものとされたのであった。

児童の保護を課題とする高山の教育費論は、教育費が村の公経済、私経済の枠から脱し、国民経済全体の基礎の上に組織されるべきであるという結論を必然的に導かずにはおかないのであろう。同時に現実的な「読・書・算」その他の知識の拡充、生産技術その他の技能の練成」ととどまらず「これによりこまれやしなわれる人間関係、社会関係への洞察力」の形成をも主張して、国民教育の課題を単に大工業制の要求への即応とみるとことによどまらなかったこの教育費論は、教育費を資本主義的大工業制の蓄積に基礎づけることをもって終わるものではない。地方の公経済、私経済の破綻の下で、国家財政によって維持される公教育費は、「ある点まで生活の荒波から保護され、社会・国家の将来の発展の担当者として、そのための基礎能力を系統的に養う」という独自な生活教育の理念によって、積極的にその意味が確認されるべきであった。権利としての教育を主張する立場から、徹底した教育費の国庫負担制度を要求した新興教育運動の教育費論は、ここでは具体的な教育の目的、内容の根拠を構成するものとして継承されていたとも見ることができる。

3. 公教育費論の構想

現実の社会の再生産の過程において知的労働と肉体的労働が統一されるのは容易なことではなかった。それは単に大工業制の本質の展開を妨げる資本主義的形態を廃棄する体制の成立によって解決するものでもなかったことは、われわれが今日経験するところである⁽⁶³⁾。この問題の解決は、一方で大工業制が生み出す細分化された単純労働を自動機械によって吸収することと、他方で人間の能力それ自身の画期的発達を必要としている。しかしこの課題は将来においてはじめて意味を持ち得るというわけではない。知的労働と肉体的労働との分裂が残され

ている段階において、その統一をめざす固有の努力の内容を明確することがこの課題の今日的意味になっている。それは肉体的労働者による知的労働の目的の統制、方向づけ、知的労働者による知的労働の目的の自己分析が分裂した二つの労働の統一の契機であり、過渡的な形態であると仮定できるのではないだろうか⁽⁶⁴⁾。とすれば、そのことを可能とする教養の形式が教育の課題であった。佐々木が北村の構想を受け入れながらも、なお労働の教育性と文化施設の意味を執拗に追求し、高山において社会の洞察力が国民生活のための基礎能力として把握されたのは、こうした教養の形成の自覚に通じていたのではないかだろうか。

こうした関心からみると、生活教育論のピークをなしたとされる高山論文も、新たな角度から再検討を迫られるのではないだろうか。国民生活のための基礎能力の涵養をその目的とし、地域の生活、児童の生活の活用を方法とする」と規定する、この高山の生活教育論に、その萌芽はあったとしても、知的労働と肉体的労働の分裂を克服する教養の形成という課題が果たしてどこまで系統的に追究されていたといえるかは慎重に検討される必要があろう。というのは目的と方法における生活の重視とともに、表現活動を通して自己分析的認識を可能にし、知的発達と民主的人格の形成との統一を求めた生活綴方の精神⁽⁶⁵⁾こそこの課題に対する最も意識的な努力であったのではないかと考えるからである。生活綴方の教育を『心構え』『能度』『生き方』を学ばせようとした点で、本質的にはやはり一種の修身教育である。そしてそれが一種の修身教育であるという点で、修身教育一般が持つ限界性から脱することはできなかった」とするこの論文の主張は、一般的な正当性を含んでいいるとしてもこうした角度から再検討される必要がありはしないだろうか。また、すでに指摘したように、村山が都市による農村の取扱いを問題にし、都市の文化からの農村の文化的独立を、農村教育の革新を唱えた時、そこにはこのような意識が働いていたのではないかだろうか。

知的労働と肉体的労働の分裂の克服を可能とさせる教養の形成という課題を成立させた時に、教育費を権利として構想することは最も徹底して可能になると思われる。教育を社会の再生産の機能として考える限り、資本主義的生産の拡大、生産手段の高度化が国民教育の要求の拡大の直接的根拠となることは動かしがたい事実として存在している。教育費は再生産の費用として考えられる。教育を経済的諸要求、端的に言えば労働力需要に即応させようという試みは、すでに、今日、われわれが構想し得る到達段階のそれにおいても、不可避的な労働の細分

化の傾向によって、人間の発達の希求と対立せざるを得なかった。教育費論が知的労働と肉体的労働の分裂の克服という課題を媒介にすることなしに、教育と経済的要請との関係の表明として教育費を把握することは、教育における生産力理論の幻想にわれわれを導かずにはおかない。

国民教育の共通部分に当てられる教育費は知的労働と肉体的労働の分裂を克服する教養の形成という観点から、その社会的な規定を受けとめながら教育の独自の課題、方法によって決定されることになる。権利としての教育という理念は、これによって社会の再生産の機能に内的に関係する存在として、教育費論の考察対象になり得る。知的労働と肉体的労働の統一を志向しながら現実に労働がこの観点で等質的なものになり得ないという認識に基づくならば、教育費は人材の肉体的労働と知的労働への社会的計画的分配という機能を依然として果たすが、同時にそこでは国民教育の共通部分に当てられる教育費は、単に教育の基礎的部分ではなく、高度に展開する知的労働の目的を統制し方向を与える教養の形成という積極性によって規定されることになると言えよう。地方財政の内にあることによって、地域と教育との結合の物的基礎と目された教育費は、国民経済全体の基礎の上に置かれることによって、一度は抽象化される危険をはらむが、それもこうした教養の形成という観点から、教育費の源泉が洞察されることによって、地域との結合を含んで社会と教育との関係を表現する具体性を回復することになるのではないだろうか。

注)

- (1) 堀尾輝久「教育の私事性について」『教育』1961年11月号
- (2) 勝田守一氏は「教育学の方法」(同著『教育と教育学』1970)の中で次のように述べている。「(独占的な資本やそれと結合する諸階級のインテレストが、国際的・国内的な政治・経済的状況の変動にしたがって、教育への要求へ具体化していく,)この構造と動態とを分析し、その法則性を明らかにするのは政治学および経済学にもとづく社会科学的研究である。それはのちにのべるように、経済過程にくみこまれた教育政策の貫徹、行政の遂行を対象とする研究であり、本来の意味での教育学研究ではない。しかし、教育学研究ではないということは、それが教育学研究にとって有用な価値をもつことを否定するものではない。」
- (3) 『教育』1968年4～6月号に連載、『勝田守一著作集』第6巻に所収。
- (4) 有倉遼吉教授還暦記念『教育法学の課題』1974
- (5) 山住正己「内的・外的区分論と国政としての教育」、前掲書所収。
- (6) 拙稿「序論——『国民教育における国家の地位』の究明について——」『教育内容の組織論と「自主編成』』(東大教育行政研究室) 1973、参照
- (7) 五十嵐頤『民主教育論』1959
- (8) 宗像誠也「人間の尊さをうちたてるために」1956、『宗像誠也教育学著作集』第2巻所収
- (9) 五十嵐頤「教育費と社会」『現代教育学』第3巻、1961
- (10) 勝田氏は「教育の概念と教育学」(同編『教育学』1958)の中で、教育学の方法として、「目的的規定」と「事実説明的規定」という二つの類型を提起している。これに「目的的規定」と「社会的規定」という名称を与え、対立する二つの規定の統一といふ課題を設定したのは、藤岡貞彦氏であったようだ。藤岡貞彦『『教育の社会的規定と目的的規定の統一について』のノオト』藤岡セミナー、1971年度報告『教育と社会』、1972、参照
- (11) 鈴木英一「教科書裁判における国家教育権論」、前掲『教育法学の課題』
- (12) 五十嵐頤「現代と教師の問題」『現代教育学』第18巻、1962
- (13) 山住正己、前掲論文
- (14) 加藤精三『市町村立義務教育小学校教育費問題精義』、参照
- (15) 拙稿「黎明期労働者階級の教育批判、要求と教育費認識」『東京大学教育学部紀要』第13巻、参照
- (16) 高山一郎「生活と教育——『生活学校』論争の検討を通じて——」『生活学校』第2巻7月号、1936
- (17) 拙稿「自由民権運動における公教育理論の研究」『教育学研究』第38巻第1号、1971
- (18) 拙稿「労働者階級と公教育制度」『季刊教育学』第3号、1974、参照
- (19) 『教育学研究』第20巻第4号、1953、第23巻第5号、1956
- (20) 第3篇、第3章「教育財政構造の変容」(高倉翻執筆)、1974
- (21) 五十嵐頤「民主主義と教育事業の結合のために」『生活指導』1969年12月号
- (22) 市川昭午、林健久『教育財政』1972、p. 128
- (23) 拙稿「戦前教育財政論の一考察」『教育学研究』第40巻第1号、1973
- (24) 戸塚廉「編集後記」『生活学校』第3巻第12号、1937
- (25) 三好重夫『地方財政改革論』、序文、
- (26) 伊藤和衛「教育財政の縮少」『日本近代教育百年史』第2巻第3編、第4章
- (27) 波多野完治「生産主義教育の生産性」『教育』第6巻第5号、1938
- (28) 渡辺良雄「日本に於ける教育労働者組合運動に就いての一考察」『新興教育』第一卷第三号、1930
- (29) 朴沼肇「新興教育運動の研究」『教育運動史研究』第12号、1970
- (30) 岡本洋三「運動史のなかの教育費認識」『季刊国民教育』第4号、1970
- (31) 山下徳治「新興教育の建設へ——教育者の政治的疎外——」『新興教育』第1巻第1号、1930
- (32) 原哲夫「教員俸給その他一切の義務教育費の資本家国家全額負担運動」『新興教育』1932年3月号
- (33) 土屋基現「帝国主義戦争の開始と反帝、反戦、平和の教育」、増淵穣『日本教育労働運動小史』、1972
- (34) 大内兵衛『財政学大綱』中巻、1931、『大内兵衛著作集』第1巻所収、
- (35) 布施辰治「第59議会における文政改革義務教育費国庫負担の討議」『新興教育』第2巻第1号、1931
- (36) 山下徳治「教育界の経済的破綻」『新興教育』第1巻第4号、1930
- (37) ここで言及した土屋解説は増淵穣『日本教育労働運動小史』についての最小限のコメントであり、これをもって土屋基現氏の研究成果を云々することはできないのはもちろん

ある。

- 38 野上莊吉「教育労働者と農民組合」『新興教育』第1巻第2号, 1930, 参照
- 39 大内兵衛, 前掲書, p. 524
- 40 北村孫盛「国民教育と技術教育(2)」『生活学校』第3巻第12号, 1937
- 41 山下徳治「新興教育の建設へ」『新興教育』第1巻第1号, 1930
- 42 佐々木昂「村落更生に態度する(上)」『生活教育』第2巻第12号, 1937
- 43 いわゆる馬場地方税制改革案(1936)には「市町村立尋常小学校教員俸給費は、道府県の負担に移されるが、この費用は……国庫交付金より支弁される」とあった。
- 44 中内敏夫『生活綴方成立史研究』, 1970, p. 747
- 45 留岡清男「醸聯と酪農義塾」『教育』第5巻第10号, 1937, p. 60
- 46 佐々木昂「生活、産業、教育」『生活学校』第4巻第5号, 1938
- 47 峰地光重「生産と教育」『生活学校』第2巻第5号, 1936, 柏崎栄「峰地氏に問ふ」『生活学校』第3巻第1号, 1937, 峰地「柏崎君にお答する」『生活学校』第3巻第1号, 柏崎「『生産と教育』について——再び峰地氏へ——」『生活学校』第3巻第2号, 峰地「三たび『生産と教育』について——柏崎君へのお答え——」『生活学校』第3巻第3号, 相崎「生産と教育について——三度峰地氏へ——」『生活学校』第3巻第4号,
- 48 「『生活教育』座談会」『教育』第6巻第5号, 1938
- 49 真壁仁編『北方性教育運動の展開』, 1962, 参照
- 50 村山俊太郎「農村、教育、綴方」『綴方教育』1934年10月号, 『村山俊太郎著作集』第二巻, p. 15
- 51 北村孫盛「国民教育と技術教育(1)～(4)」『生活学校』第3巻第11号, 第12号, 第4巻第1号, 第4号, 1937～1938
- 52 加藤精三『市町村立小学校教育費問題精義』
- 53 『教育科学研究第1輯』, 1957
- 54 戸塚廉「『生活学校』の歴史」, 明治図書講座『学校教育』第2巻,
- 55 高畠通敏「生産力理論——大河内一男・風早八十二」, 思想の科学研究会編『転向』中, 1960, 参照
- 56 阿部重孝「教育改革論」, 岩波講座『教育科学』第18冊, 1933, 『教育改革論』(再刊), p. 175
- 57 佐々木「秋田の北方教育運動」『教育』第7巻第10号, 1939
- 58 佐々木, 前掲論文,
- 59 成田忠久「生活指導について」1935, 『北方教育の遺産』,
- 60 藤岡貞彦「30年代研究と生産主義教育論再検討のすすめ」『技術教育研究会報』第75号,
- 61 佐々木, 前掲論文,
- 62 高山一郎「生活教育の再出発のために」『生活学校』第4巻第7号, 1938
- 63 フリードマン『細分化された労働』, 1964改訂版, 1973年邦訳, 参照
- 64 竹村英輔『グラムンの思想』, 1975, 参照
- 65 石田和男「生活綴方教育をどうつかんだらよいか」『教育』1975年9月号